

定 款

一般社団法人 北海道全新聞販売従業員福利協会

一般社団法人 北海道全新聞販売従業員福利協会 定款

第1章 総 則

第 1 条 この法人は、一般社団法人北海道全新聞販売従業員福利協会と称する。
(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、北海道で新聞販売業を営む法人又は個人事業主の従業員（以下「従業員」という）の福利厚生に関する事業を行うとともに、従業員をはじめとする道民の心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養を図るため、文化、教育、スポーツ等の振興に関する事業を行うことにより、もって道民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 従業員のための退職金共済事業
- (2) 従業員のための交通労働災害共済事業
- (3) 文化、教育、スポーツ等の振興に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した北海道で日刊有料新聞を販売している個人又は団体
- (2) 特別会員 北海道で日刊有料新聞を発行する新聞社及びこの法人の運営に寄与すると考えられる学識経験者で理事会において推薦を受けたもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前条に定める特別会員は、本人の承諾を得て理事会の推薦を受け総会で承認されることによりその資格を取得する。

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第 11 条 この法人は、正会員が、その資格を喪失しても既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

（構 成）

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前2項の規定により総会を招集するときは、理事長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の書面の提出は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 20 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該書面をこの法人に提出して行う。

- 2 前項に規定する議決権行使書面の提出期限は、総会の日時の直前の業務時間の終了時とする。

- 3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員及び職員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
- (2) 監事 4名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、3名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第 29 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 職員は有給とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 36 条 別表の財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内

- 容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 所得税法施行令第73条第2項第1号の規定により退職金共済事業に関する経理に関する書類を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 5 退職金共済事業に加入する事業主及び被共済者は、前項の書類を閲覧できるものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

第10章 雑 則

(委 任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は長澤茂嗣、副理事長は山田晃、遊佐高兌、常務理事は大栗敏敬、高橋登、石川雅信とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第36条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	平成30年度14回北海道公募公債10年 5,000,000円

2018年12月28日 変更